

平成23年第1回定例会

特別委員会報告書

地域・産業活性化特別委員会

大分県議会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 地域の振興について	
1 過疎地域自立促進特別措置法の改正について	2
2 自立促進方針について	3
II 農林水産業の振興について	
1 林業・水産業の活性化について	
(1) 林業振興策について	5
(2) 水産振興策について	6
2 後継者対策について	
(1) 林業後継者対策について	7
(2) 水産業後継者対策について	7
III 商工業の振興について	
1 中小企業の体質強化について	
(1) 資金調達の支援について	9
(2) 経営革新、起業への支援について	9
(3) 産学官連携について	10
2 商工業の振興について	
(1) 商店街の活性化について	11
(2) 商工会、商工会議所の地域振興の取組について	12
IV 企業誘致について	
1 企業立地促進法に基づく県基本計画について	14
2 企業誘致効果の地元企業への波及について	14

【提 言】

1	地域の自立支援について……………	17
2	林業・水産業の活性化について……………	18
3	商工・観光産業の振興について	
	（1）中小企業支援について……………	19
	（2）商工業の振興について……………	20
	（3）観光産業の振興について……………	20
4	企業誘致について……………	21
	【おわりに】……………	23
	【委員会の活動状況】……………	24

【はじめに】

「地域・産業活性化特別委員会」は、平成19年第2回定例会において設置され、平成21年第1回定例会において中間報告を行ったが、世界経済後退の影響による激動と混迷する経済状況を踏まえた中小企業の体質強化や企業誘致のあり方、商工会、商工会議所の取組、また、林業・水産業における課題などについて引き続き調査・検討し、魅力ある地域と活力ある産業の実現に寄与することを目的として、調査期限を延長したものである。

本委員会に付託された事件は、次の4件である。

- 1 地域の振興について
- 2 農林水産業の振興について
- 3 商工業の振興について
- 4 企業誘致について

人口減少、高齢化などの進展に伴う課題解決等のため、地域の資源を有効に活用した地域振興や、地元中小企業の振興、企業誘致や新たな産業の創出など、地域の活性化への取組が、各地で行われている。

本県においても、自然、歴史、文化などの豊かな地域資源を活用し、地域の活性化につなげる様々な取組を展開している。

本委員会では、県民が住んでよかったと思える地域、誇りをもって住んでいける地域をつくっていくことが重要であるとの認識のもと、付託事件にかかる内容等について、関係部局長から説明を聴取するため委員会を開催するとともに、県内さらには先進県において、その状況を直接調査するなど、鋭意調査・研究を進めてきたところである。

以下、付託事件の調査及び結果の概要について報告するものである。

【調査の概要】

I 地域の振興について

まずはじめに、本県の状況を見ると、人口構成では平成2年を境に若年者人口（15歳未満）の割合が高齢者人口（65歳以上）の割合より低くなり、平成17年の国勢調査人口では、高齢化率が約25%となるなど、全国平均（20.1%）を大きく上回るペースで高齢化が進行している。

さらに、平成22年国勢調査の速報によると、県の人口は前回の調査から約1万3千人減少の119万6,409人で、昭和50年の調査以来35年ぶりに120万人を割り込むこととなり、その減少率は1.1%と、前回調査（人口減少率0.9%）に比べ、人口の減少が加速している。

また、一人当たりの県民所得も、平成12年度の280万8千円に比べ、平成19年度は263万6千円と減少しており、地域の活性化や産業の振興などの施策の推進が急務となっている。

1 過疎地域自立促進特別措置法の改正について

高度経済成長に伴う、地方から都市部への人口流出により生じた「過疎問題」に対処するため、「過疎地域対策緊急措置法」が昭和45年に議員立法により制定されて以来、4次・40年にわたり過疎対策施策を実施してきた。

そのような中、平成22年4月1日には、これまでの効果や課題を踏まえた、改正「過疎地域自立促進特別措置法」が施行され、過疎地域要件が追加されている。また、過疎対策事業債の対象に、認定こども園や市町村立幼稚園、図書館等を追加するとともに、地域医療の確保や集落の維持及び活性化を図るための事業等を新たに対象とするなど、過疎地域自立促進のための特別措置を拡充し、ソフト事業対策を強化することとしている。

本県においては、18市町村のうち過疎関係市町村は16であり、過疎地域割合が、鹿児島県、島根県に次いで全国で3番目（88.9%）となっており、今回の要件追加による変更はないものの、臼杵市が旧野津町だけでなく旧臼杵市も過疎地域になるなど実質増加している。（図表1）

また、過疎地域の面積は5,544.9k㎡で県土面積の87.5%を占め、秋田県に次いで全国2位となっている。

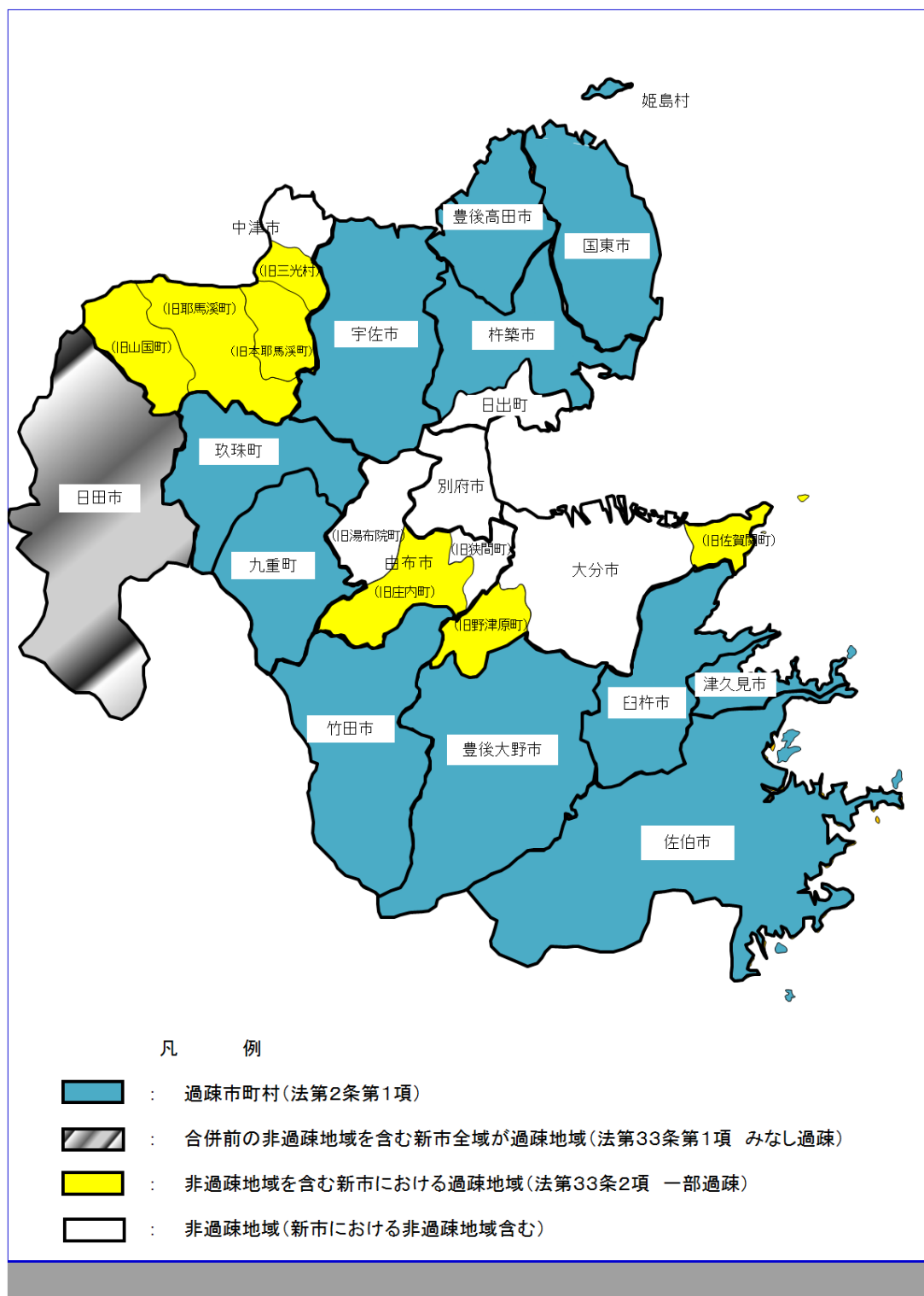
2 自立促進方針について

人口減少、高齢化には依然として歯止めがかかっておらず、新しい問題として集落維持や、交通手段の確保、医師確保の問題等も大きくなってきている。

県では、改正「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、県及び過疎市町村が行う過疎地域自立促進のための計画策定の際の指針として、自立促進方針を平成22年8月に策定している。

方針の基本としては、県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の骨組みを踏襲し、小規模集落対策の考え方も踏まえたものとしており、地域コミュニティの維持や医療の確保、若者の就業の場の確保、子どもたちが夢を持ち学べる環境づくりなど、地域の創意工夫で夢と希望にあふれる地域づくりを推進することとしている。

図表1 過疎市町村位置図（平成22年4月1日現在）



Ⅱ 農林水産業の振興について

1 林業・水産業の活性化について

(1) 林業振興策について

平成22年・農林水産業産出額 2 千億円達成に向けた、林業産出額の達成状況は、目標180億円に対して、平成20年は前年に比べ6.0%減少したものの188億円となっており、目標を達成している。

本県の森林面積は、45万 3 千ヘクタールで県土の71%を占めており、民有のスギ人工林の蓄積は6,349万 3 千 m^3 で全国 3 位、スギの丸太生産量は70万 7 千 m^3 で全国 2 位であるなど、全国有数の規模となっている。

森林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止を図るためにも重要であり、県では京都議定書の森林吸収源目標達成のため、平成19年に「大分県森林吸収源確保のための森林整備計画」を策定し、平成24年度までに 8 万 4 千ヘクタールの間伐等の森林整備に取り組んでいる。

また、木材価格の低迷等から管理放棄森林が増加し、造林面積は昭和47年をピークに減少を続けており、スギ、ヒノキの造林面積は、平成7年の3,533ヘクタールから平成20年度には682ヘクタールと減少し、山地災害の危険性が増大するなど、再造林の確実な実行が必要となっている。

一方、スギ、ヒノキの素材生産量は平成14年の60万 4 千 m^3 から平成20年には78万 3 千 m^3 と増加傾向にあるものの、低コスト林業の推進と加工体制整備のため、生産基盤整備や安定供給などの川上対策と併せて、加工の効率化、需要拡大等の川下対策が求められている。

そのような中、大分方式乾燥材等の優れた乾燥材の増産を図るため、乾燥施設の導入や、スギ横架材の乾燥技術開発を推進するとともに、大消費地での製材品の需要を拡大するため、鉄道貨物を活用した低コスト輸送システム構築、アジア地域に輸出する取組を促進することとしている。

さらに、本県の特産品である乾しいたけについては、平成21年の平均単価は 1 kg 当たり 4,321円、生産量も1,375トンと高い水準を維持しているものの、生産者の高齢化が進んでいることから、担い手対策と併せ、生産構造の改革を推進するとともに、乾しいたけ販路拡大のため、タイへの輸出に対する支援も実施している。

また、平成18年4月に導入した「森林環境税」は、「県民意識の醸成」、

「環境を守り災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」、「遊び学ぶ森林づくり」の4つの施策を柱に、県民総参加の森林づくりを推進しており、森林ボランティアへの参加者は平成17年度の7,975名から平成21年度には12,567名、森林ボランティア団体は38団体から46団体、企業参画の森林づくりへの参加企業は11社から25社に増加するなど、森林づくり活動への県民の参画が広がり、約900ヘクタールの森林整備が行われるなど、一定の成果を上げている。

しかしながら、当初の目的が達成されたとはいえない状況にあり、今後も森林環境税の効果的な活用による、多様な森林づくりを進めていく必要があるため、平成23年度に税制度を更新することとしている。

(2)水産振興策について

平成22年・農林水産業産出額2千億円達成に向けた、水産業産出額の達成状況は目標420億円に対して、平成20年は380億円で、前年に比べ5.1%減少しており90%の達成状況となっている。

本県の漁業は、多種多様な漁業が営まれ、多くの種類の魚介類を生産しており、中高級魚が多いことから産地での単価は、全国平均単価の約2倍となっている。

しかしながら、漁獲量は減少しており、海面漁業の生産量はピーク時の昭和60年に15万トンであったものが、マイワシやアサリの漁獲が激減し、平成20年には4万3千トンにまで減少している。一方、海面養殖の平成20年の生産量は1万9千トンで、2万トン前後で推移しているが、マダイなどの深刻な価格低迷により、減少傾向となっている。

漁獲量の減少に加え、燃油価格や飼料の高騰など厳しい経営状況の中、資源回復計画の実行や水域環境の改善等による、漁獲量回復や養殖業の振興、販売力の強化や付加価値向上による水産物価格の向上が必要となっており、資源管理強化型漁業を推進するため、禁漁区、休漁日の設定等、規制の実施による安定生産の確立や、漁場整備と種苗放流を一体に行うなど、水産資源の維持・増大を進めている。

さらに、養殖業の生産力強化のため、養殖生産量の8割を占めるブリ類と、カワハギ等高級魚との複合養殖を推進し、低魚粉飼料の開発・普及により低コスト化に取り組むほか、「かぼすブリ」「かぼすヒラメ」等のブランド確立や販路の拡大、大都市圏の居酒屋等での委託型アンテナシ

ョップによるPRやメニュー開発など、商品力を強化するための施策を実施している。

また、漁業集落における生活環境を整備するため、下水道整備による衛生的な環境の創出や、集落内の道路整備による防災機能の向上を進めるほか、漁業者の軽労化、就労環境の向上のため、浮体式係船岸（ポンツーン）の整備や防風柵の整備を行うなど、様々な取組を推進し、もうかる水産業の実現を目指している。

2 後継者対策について

(1) 林業後継者対策について

林業就業者は昭和60年の約3千人から、平成17年には1,300人程まで減少しており、特に15歳から39歳の層が減少する一方で、60歳以上の割合が大きくなるなど、高齢化も進行している。

後継者対策としては、森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる自主的な研究活動を行う団体である林業研究グループが行う研修事業等に対し助成を行い、地域のリーダーとなりうる中核的な後継者の育成を支援しているほか、林業系高校生を対象とした素材生産現場や製材工場でのインターンシップ等を実施し、林業への新規就業促進を図っている。

また、新たな林業の担い手を確保するため、(財)大分県森林整備センターを通じ、森林組合や民間林業事業体での若年新規就業者に対する雇用助成を行っているほか、緑の雇用担い手対策事業を活用し、新規就業者の素材生産や造林作業についての技術習得研修やOJT研修への支援や森林の仕事ガイダンス(林業就業相談会)による、IJUターンを含む新規就業希望者のための林業就業情報の発信を行っている。

(2) 水産業後継者対策について

漁業就業者は昭和53年の1万2千人から、平成20年には5,200人程まで減少している。

そのような中、毎年数十名が新規に就業しているが、相対的に高齢化が進行しており、平成20年における男性漁業者の60歳以上の割合は51%となっている。

後継者対策としては、漁村地区の小中学生や海洋科学高校1年生を対象とした、体験漁業教室の開催による将来の着業の促進や、海洋科学高校生対象の新規就業インターンシップを実施しており、体験就業により就業に結びつくなどの実績を上げている。

また、地域漁業の指導的な役割を担う中核的漁業者として、漁業士の養成と認定を進めており、120名を超える漁業士が加入する漁業士連絡協議会では漁業種類別に部会を設置し、研修や技術改良など、実践的な活動を行っている。

さらに、意欲ある中核的漁業者を対象に、経営管理能力と広い視野を持った次世代のリーダーを育成するため、「豊の浜塾」を開講しており、60名を超える卒塾生が県下にネットワークを広げている。

就業者数等推移

林業	S45	S50	S55	S60	H 2	H 7	H12	H17
就業者数(人)	3,099	3,096	3,275	2,951	2,363	2,225	1,637	1,362
60歳以上(%)	12.0	13.6	16.5	25.8	30.6	42.6	45.4	42.2

資料：国勢調査

水産業	S53	S63	H 5	H10	H15	H20
就業者数(人)	12,517	10,502	8,555	7,163	5,952	5,217
男性のうち60歳以上(%)	18.7	24.6	35.4	44.1	48.2	51.0

資料：漁業センサス

Ⅲ 商工業の振興について

1 中小企業の体質強化について

(1) 資金調達の支援について

県では、民間金融機関や政府系金融機関による金融を補完し、中小企業者が経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、各種制度資金を運営している。

制度資金には、資金用途を限定しない一般資金と、県が特定の施策を推進するため、一般資金よりも低利で設定している特別資金があり、不況対策資金である中小企業活性化資金のほか、経営革新や創業などの支援を目的とするもの、環境や福祉など各種分野の取組を支援するもの、NPO法人等を対象としたもの、小規模企業の資金繰りを支援するものなど、合わせて10の融資資金がある。

制度資金全体の平成20年度の保証実績は、件数、金額とも前年対比130%を超えるなど、担保能力の低い中小企業者の資金調達的手段として実績を上げたため、景気の低迷が引き続き予想された平成21年度は、新規融資枠を125億円増額し、活性化資金の融資限度額を設備、運転資金それぞれ3,500万円から設備、運転資金あわせて6,000万円に引き上げるなど、制度資金の需要増に対応する取組を行っており、さらに平成22年度は、当初予算ベースでは過去最高となる750億円の新規融資枠を確保している。

(2) 経営革新、起業への支援について

中小企業新事業活動促進法では、経営革新とは「新事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること」と定義しており、県では、経営革新に取り組もうとする中小企業への相談対応や経営革新計画作成への助言を行うとともに、新商品や新技術の開発等の新事業活動に取り組み、付加価値額が年平均3%以上伸びる等の要件を満たす経営革新計画を承認し、その計画の実行に対して低利融資制度の適用や販路開拓経費の一部補助などの支援を行っている。

計画の承認件数、承認率は、九州では福岡に次いで2番目の高さとなっており、計画が終了した企業のうち、約6割で付加価値額が伸びるなどの経営の向上が図られており、株式公開企業も出現するなど、効果を

上げている。

起業への支援では、インキュベーション施設の設置や入居者への補助を行うほか、全国からビジネスプランを公募して審査・表彰するビジネスプラングランプリを実施し、優秀な計画に対して県内での事業化の支援等を行っている。

ビジネスプラングランプリでは、平成21年度までの7回で318件の応募があり、29社を表彰している。補助金を交付した24社のうち、売り上げや雇用が増えるなどの発展をしたものが16社(約67%)となっており、成長企業の中には、国家プロジェクトへ参加するなど、高い技術評価を受ける企業も出ている。

(3)産学官連携について

県では、地場企業の体質強化を図り、高度なものづくり産業の集積を推進するため、産学官連携を通じた人材の育成や技術力向上、研究開発、販路開拓等の支援に取り組んでいる。

自動車産業では、今後は、北部九州が、開発から生産まで一貫した自動車生産拠点に進化していくため、地場企業も単なる部品の供給ではなく、提案力・開発力等が求められる。そのため、大分県自動車関連企業会では、平成21年に産学連携研究会を設置し、地場企業が技術力や開発力を向上させ、メーカーとの連携を強化してビジネスチャンスを拡大するための共同研究を支援するほか、工業系大学生の県内定着を図り、優秀な人材を確保するための工場見学会や、自動車生産に関する講座の開催などの取組も実施している。

半導体産業では、関係企業や大学等で構成する大分県LSIクラスター形成推進会議を核に、産学官連携による研究開発や人材育成等を支援している。

また、新産業創出の可能性を秘めた次世代電磁力応用機器開発の取組では、世界的権威である大分大学の榎園教授を中心に、13の企業と7つの大学及び県の産学官で、共同研究や開発に取り組んでいる。

電磁力応用機器は、今後、電気自動車や産業用ロボット、家電製品など、あらゆる産業や生活の場で大きな需要が見込まれることから、この取組の成果を地場企業に普及・移転することが重要となる。そのため、電磁応用技術研究会を立ち上げ、普及のためのコーディネート活動や技術

者の育成、先端企業との技術交流会の開催や新製品の開発などに取り組んでいる。

また、平成21年6月には、産学官連携活動の新たな展開を目指すため策定した「おおいたイノベーション創出拠点整備計画」が国の採択を受けており、全国10カ所のうちの1カ所として、産学官連携の取組を強化していくとしている。

産業科学技術センターにおいては、平成21年度から5年間の中期業務計画を策定し、企業の技術的課題への相談対応を基本に、企業訪問による企業ニーズの把握や依頼試験、設備機器の貸与、技術研修などに取り組んでいる。

さらに、地場企業が進出企業と共生発展するため、製品性能に対する評価機能を拡充するなど、企業技術の高度化や競争力を高める独自技術の開発支援を強化するほか、非破壊検査を行う機器を整備するなど、地場企業が求めるハイレベルな要求に対応できる機器を整備し、多方面からものづくり産業を支えることとしている。

2 商工業の振興について

(1) 商店街の活性化について

多くの商店街は、これまでの約30年の間に、人口の減少やドーナツ化現象、郊外への大型商業施設の出店、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化などの外部環境の変化とともに、内部においても、経営者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加、商店の減少による業種の偏り、アーケード等施設の老朽化などの大きな環境変化に見舞われ、それらが来街者の減少や商店街の疲弊を招いている。

これまでに取り組んだ商店街活性化対策は、国の補助金を活用したアーケードの設置やカラー舗装、立体駐車場等の施設整備や空き店舗入居者への家賃・店舗改装費補助といった、ハード整備中心の支援が主体であった。

このような単なる外面上の整備だけでは消費者の商店街回帰にはつながらず、支援した店舗も補助期間終了後に閉店する事例が多く見られるなど、抜本的な解決策にはなり得ず、商店街の衰退に歯止めはかかっていない。

このため、近年では、意欲的な商業者のリードによる、地域の特性を

活かした個性的な商店街づくりの推進、構成する個店の魅力アップ、商業人材の育成など、ソフト対策に軸足を移し、商店街の活性化に取り組んでいる。

この結果、例えば、宇佐市の四日市商店街では、高齢者に愛され、頼られる商店街づくり事業として、住民の希望が多かった地元産の農産物や加工品を販売する、地産地消アンテナショップを商店街直営で開店するなど、新たな取組の芽が息吹き始めている。

今後は、意欲ある事業者による、消費者ニーズにマッチし、地域の特性を活かした商店街活動を地道に推進することが重要であるため、商店街と一体となってこのような活動の芽を掘り起こし、積極的に参画しながら支援するほか、外部の知恵や人材を活用した中心市街地の活性化、商業の活性化に戦略的に取り組む人材の継続的な育成や、地域が協働して実施する宅配事業の支援等に取り組むとしている。

また、平成22年度からは、商店街関係者だけではなく、外部の学生や企業・団体が斬新なアイデアを出し、県内各地の商店街と一緒に商店街の活性化を図る「街なかにぎわいプラン推進事業」を実施し、商店街の賑わい創出を図っている。

(2) 商工会、商工会議所の地域振興の取組について

商工会・商工会議所は、地域の活性化を図るために、地域の総合経済団体として重要な役割を期待されている。さらに、市町村合併の進展により、旧町村部の活性化は、商工会、とりわけ次代を担う青年部や女性部が核となって取り組むことが、今まで以上に求められるようになっている。

県では、地域の活性化に取り組む商工会を支援しており、地域活性化チャレンジ支援事業では、軽トラックを活用して農産物等を販売するKトラ市による賑わい創出や、農商工連携による特産品開発、商工会青年部・女性部組織強化対策事業では、ダンボールコンポストを活用した環境対策、地域の課題解決事業では、急速に進む魚離れを打開するための魚離れ対策などに対して支援を行っている。また、おおいた地域資源活性化基金助成事業では、まぐろの新商品・メニューの開発などの地域資源を活用した商品開発や販路開拓等に支援を行った結果、各地域で自発的に地域の活性化に取り組む姿勢が定着しつつある。

今後とも、各地で芽生えた地域活性化の取組の継続・発展を引き続き支援するとともに、地域のネットワークづくりを継続し、新たな取組への気運を高める支援が必要である。

また、これまでの経済的な取組については、自立化、ビジネス化に向け集客対策や販路開拓等に活動をレベルアップさせることが課題となっているため、平成22年度は、他事業との連携も図りながら、経営規模の拡大等に向けた取組の支援を強化している。

IV 企業誘致について

1 企業立地促進法に基づく県基本計画について

企業立地促進法は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割が極めて重要との観点から、地方公共団体が行う主体的かつ計画的な企業立地の取組を支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的として、平成19年6月に施行されている。

これは、国が定めた、産業集積を図る対象業種や対象地域などの基本方針に基づき、県と市町村が地域産業活性化協議会を組織して基本計画案を作成し、国の同意により決定することとなっており、本県では平成19年に策定している。

この基本計画では、重点的に集積を図る業種として、おおいた産業活力創造戦略を基本に、1.自動車関連産業、2.臨海部の素材型産業群及び造船関連産業群、3.電子、電気、機械産業及びその関連産業、4.食品関連産業及び農林水産関連産業を指定しており、2を除き全ての市町村を選定するなど、地域バランスの取れた企業立地に取り組むとしている。

優遇措置としては、法人税の特別償却の適用や不動産取得税、固定資産税の課税免除などを定めており、大分市の固定資産税を除き、過疎法や半島振興法等、既存の制度での優遇措置対象外地域も対象となるほか、進出企業だけでなく地場企業も適用を受けることができる。

目標値については、平成24年度末までに企業立地件数100件、雇用者数4,200人、製造品出荷額2,310億円の増加、付加価値額734億円の増加としている。進捗状況は、平成22年12月末までに立地件数が60件(目標の60%)、新規雇用者2,422人(同58%)等となっており、概ね計画どおりとのことであるが、平成20年の金融危機以来厳しい経済状況が続いており、目標の達成に向け一層の取組が必要となっている。

2 企業誘致効果の地元企業への波及について

本県では、ものづくり産業の集積を深化させるため、進出企業のニーズに対応できるよう、地場企業の技術力向上や人材育成、受注獲得の支援などに取り組んでおり、特に産業のすそ野が広く波及効果の大きい自動車産業、半導体産業を中心に施策を実施している。

自動車産業では、北部九州にダイハツ、トヨタ、日産などが集積しており、これら産業集積の効果を、県内地場企業に波及させるため、大分県自動車関連企業会(平成18年設立)を推進母体に、進出企業、大学、産業団体が連携し、地場企業の自動車産業への新規参入や取引拡大等に取り組んでおり、現在では会員の約8割の企業が参入している。

そのような中、(財)大分県産業創造機構では、ダイハツ九州(株)から技術者2名の派遣を受け、参入の可能性が高まってきた地場企業に対し、個別・集中的に、より高度な生産技術指導、発注企業とのマッチング等を実施しており、地場企業がメーカーとの取引拡大を果たすなどの成果を上げている。

今後、北部九州は、国内最新鋭の工場を有する自動車生産拠点として進展し、地場企業のビジネスチャンスもさらに拡大することが期待される。このため、地場企業のQCD(品質、コスト、納期の対応力)をメーカーの要求に応えられるよう底上げし、ボトルネックとなっている金型などの基盤技術企業の育成、強化を図っている。

半導体産業では、東芝、ソニー、ルネサス(旧:NECセミコンダクターズ等)など大手企業の進出効果を地場企業に波及させるため、産学官128会員で構成する大分県LSIクラスター形成推進会議により、進出企業と地場企業とが連携して研究開発や人材育成、販路開拓等に取り組んでおり、売り上げの増やコスト削減などの成果が上がっている。

そのような中、平成22年8月には、韓国とのビジネス交流を進める覚書を締結し、ミッションを相互に派遣するなど、半導体産業の国際的な展開を図っている。

また、大手企業では、研究開発機能や組み立てライン及び従業員の移管など、大分工場の国内製造拠点化を進展させており、地場企業のビジネスチャンスが拡大しているほか、臼杵市に本社を置くジェイデバイス(旧:仲谷マイクロデバイス)が、東芝及びアメリカの大手企業の出資を受け、半導体後工程国内トップの企業として新たにスタートするなど、地場企業のグローバル化に向けた動きも出ている。

さらに、大分・宮崎両県にまたがる東九州地域には、人工腎臓、血液浄化機器、血液バック製品や血管用カテーテルなど、血液や血管に関する医療機器メーカーが集積しており、国内有数の生産・開発拠点となっていることから、県では平成22年10月に、「東九州地域医療産業拠点構想

～東九州メディカルバレー構想～」を策定している。

医療関連産業は、景気の変動の影響を受けにくい安定した産業といわれ、今後、地域活性化の核となる成長を牽引する産業として期待されており、両県及び関係大学、企業等の産学官が連携し、「研究開発の拠点づくり」、「医療技術人材育成の拠点づくり」、「血液・血管に関する医療拠点づくり」、「医療機器産業の拠点づくり」の4つの拠点づくりに取り組むとしている。

また、自動車関連産業や半導体関連産業の集積に伴い、より高度な知識や技術を持つ人材の需要が高まっているため、県立工科短期大学校では、100社を超える企業ヒアリングを経て、機械、電子、建築システムの3系、7コース制としており、機械設備、指導體制の整備を行い、企業が求める技術力と人間力をあわせ持った人材の育成を行っている。

さらに、オーダーメイド型技能向上セミナーの開催や、自動車関連企業との研究事例で多くの実績を持つ九州工業大学と連携協定を締結し、特別講義や公開講座を開催するなど、学生だけでなく地場企業の技術者のレベルアップも図っている。

企業誘致件数

(平成23年1月末現在)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
輸送用機械	6	7	10	15	12	2	3	8	63
電気・電子	1	2	2	4	1	1	1	0	12
精密機械	1	2	2	0	2	2	1	0	10
一般機械	2	4	3	3	4	1	0	0	17
食品	0	1	3	2	1	3	0	1	11
その他	1	4	4	5	7	9	14	5	49
合計(件)	11	20	24	29	27	18	19	14	162
雇用者数(人)	1,711	2,303	2,227	3,035	2,403	1,064	468	379	13,590

【提 言】

我が国では、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、農山漁村の若者等を中心とした、地方の人口の流出による過疎問題が生じるとともに、その後も世界に例を見ない速さでの高齢化の進行や、少子化による人口の減少など、様々な問題に直面している。

そのような中、市町村の財政基盤を強化し、将来にわたって住民サービスの維持・向上を図るために市町村合併が進み、本県では平成18年3月末までに、58市町村が18市町村に再編されたが、いわゆる平成の大合併については、将来に向けた行財政基盤の確立が図られる等の効果があったとも言われているものの、賛否様々に意見は分かれている。

また、平成20年9月の金融危機から始まった世界経済の低迷や中国を初めとする新興国の台頭、急激な円高の進行による企業の生産拠点の海外移転などが、地域の経済及び雇用に大きな影響をもたらしており、このような低迷する経済状況においては、地域の活性化とそれを支える農林水産業や中小企業に対する支援が喫緊の課題である。

1 地域の自立支援について

県及び県内過疎関係市町村では、過疎問題に対処するため、4次・40年にわたり「過疎地域対策緊急措置法」を初めとするいわゆる過疎法のもと、総額3兆5,975億円余りの事業費を投じ、生活基盤の整備を重点に過疎対策事業を実施してきた。

それにより、道路整備など生活基盤の整備はある程度成果が上がったものの、人口減少や少子高齢化には歯止めがかかっておらず、過疎地域も減少には至っていない。

過疎法は、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上や雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としたものであるが、過疎の進行に歯止めをかけようとする一面もあったのではないかと思われる。しかしながら、これまで行われてきた過疎地域要件緩和等による過疎対策事業債等での施設整備等は、結果的には過疎地域に活力を与えることにはならず、過疎化を止めることにつながらなかったのではないかと考える。

40年という年月と3兆円を超える事業費をかけながら、過疎化に歯止め

がかからないことに対し、一旦立ち止まって、総括した議論をする必要があると思われる。

また、今回の過疎法改正により、ソフト事業も過疎対策事業債の対象となったことから、今後は、地域コミュニティの維持や医療の確保、子どもたちが夢を持ち学べる環境づくりなど、これまで地域の創意工夫で行ってきた地域づくりを、より幅広く充実していくこととなる。そのため、今まで以上に制度を使いこなす市町村職員の企画能力の向上など、職員の育成が必要となってくる。

さらに、今後の計画づくりに向けては、地域住民にも地域のあり方を真剣に考えてもらうため、例えば10年、あるいは20年後の各市町村の集落のリアルな姿を、人口や年齢構成などのデータに基づき具体的に示すなど、集落の維持、地域活性化に向けた目標を持つための取組を行う必要があると考える。

2 林業・水産業の活性化について

林業・水産業などの1次産業は、県民の暮らしに直結しており、地域経済の活性化には欠かせない重要な産業である。

現在、県内のスギ・ヒノキの人工林、約20万ヘクタールのうち、約6割が間伐期を迎えるなど、戦後に造林された森林資源が充実した状況になっているが、需要の低迷等で伐採が進んでいない。

国においては、木材の需要拡大を図るため「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（公共建築物木材利用促進法）を平成22年10月に施行し、国が低層の公共建築物を新築する場合、原則として木造とし、地方公共団体に対しても、その責務として国に準じた取組を行うよう定めている。

県においては、今年度中に木材利用の促進に関する方針を定めるとしているが、例えば県立の武道館や、新たに建設する予定の県立美術館等の公共建築物を県産材で建設するなど、率先して県産材の利用促進を図ってもらいたい。

また鳥獣被害対策は、捕獲報奨金の交付や狩猟規制の緩和、近隣県との合同捕獲や鳥獣害対策アドバイザーの設置など、様々な対策を実施しているが被害額は3億円台で推移しており、対策の効果が現れているとは言えない状況にある。

イノシシやシカなどの獣肉は、海外ではジビエ料理として人気が高いと言われており、**獣肉を利用した料理の研究・普及やペットフードへの活用、海外への輸出の検討など、需要の増加に向けた様々な角度からの取組が必要と思われる。**

また、本県は良質な竹材の産地であるが、需要の減少等により管理放棄竹林が拡大しており、周囲へも悪影響を及ぼしつつある。

竹林の整備については、竹林の観光モデルだけでなく粉砕機でのチップ化などの取組を行っているが、福岡県立花町の竹繊維を使った給食用食器の導入による企業誘致なども参考に、関係団体とも協議しながら、あらゆる視点を持って取り組んでもらいたい。

さらに、林業・水産業ともそれぞれ後継者対策として、林業系・水産系高校生を対象としたインターンシップ等を実施し、就業の実績を上げているが、それらがどのような状況で新規就業につながったのか等の分析も必要である。

これらの成果・分析の結果等を、今後の施策に生かすような取組が望まれる。

3 商工・観光産業の振興について

(1) 中小企業支援について

県内景気の回復は、足踏み状態が続いており、中小企業の経営は依然として厳しい状況にある。

県では、平成20年度の県制度資金にかかる保証承諾実績が前年を30%上回り、引き続き景気の低迷が予想されたことなどから、21年度は制度資金の需要増に対応する取組を行い、不況対策資金である中小企業活性化資金の保証承諾実績は、件数・金額とも前年度比約30%の増加となった。

また、制度資金全体の保証承諾実績は、世界的な金融危機により経済情勢が急速に悪化した前年度に比べ減少しているが、金融危機以前の平成19年度と比較すると、件数で11.3%、金額で35.7%の増となっている。

景気の低迷が続く中、今後とも、中小企業が制度資金を利用しやすいような各種制度資金の融資限度額の引き上げや無担保での保証の拡充、融資条件の緩和などにより、中小企業に対する、より一層円滑な資金調達の支援を行ってほしい。

また、産学官連携の取組において、他県では公設試験研究機関が中心と

なり、地元大学とも連携して強力なサービスを提供している事例等がある。

本県においても、県内500社を訪問し、企業の声聞くなどの取組を実施しているが、これらの取組を通して、新たな連携の種を作り出してもらいたい。

また、公設試験研究機関では、職員が研究に閉じこもることなく出口を見据えた研究を行うなど、企業と信頼関係を築けるような積極的なアプローチを期待する。

(2) 商工業の振興について

商店街の活性化対策については、これといった決め手がなく、消費者の回帰にはつながっていない。

他の産業と同様に、商店街においても後継者不足が衰退の大きな要因の一つとなっているが、地元住民には、伝統的な商品や個店ののれんを守りたいという気持ちもある。後継者がいないがために、廃業せざるを得ない個店を支援する、のれんを継ぐための支援事業などの検討も必要と思われる。

また、個店それぞれの魅力アップによる集客も大事であるが、シャッターが下りたままの「シャッター通り」や、空き店舗・空き地のある商店街ではなく、**商店街全体を魅力あるものに組み立て直す、全体の姿を総合的に考えた街づくりの取組等も必要と思われる。**

他県では、流通機能や交通網の弱体化、少子高齢化や過疎化等による「買い物弱者」や、「給油所過疎地」の問題も生じてきており、本県においても、地域が実施する宅配事業の支援に取り組んでいるところであるが、**地域の状況に応じた店舗の出店や交通手段の維持など、商業機能の維持を図り高齢者などの「買い物弱者」が安心して生活できる環境を整えるための、様々な角度からの取組が必要となっている。**

(3) 観光産業の振興について

国では、平成22年6月に策定された新成長戦略において、観光分野を戦略の柱の一つとして位置づけ、「訪日外国人3,000万人」を目標に取組を進めている。

そのような中、本年1月からは、各種医療サービスを受ける場合に、必要に応じ家族や付添も同伴して最大6ヶ月間日本に滞在できる「医療滞在

ビザ」の運用を開始し、外国人富裕層の来日の促進を図っており、海外の経済団体が北部九州を中心とする「医療観光」ツアーを計画する動き等もあると言われている。

豊かな自然や、湧出量・源泉数ともに日本一の温泉など、地域資源に恵まれた本県にとっても、こうした動きは、疾患治療と温泉資源を組み合わせた「メディカルツーリズム」の推進につながるものと考えられ、新たな観光産業発展の可能性が広がるものと思われる。

このような新たな動きにも注視しながら、本県の地域資源を最大限に活用した広域連携による滞在型観光地づくりを進め、新たな観光スタイルに対応できる地域産業の創出に取り組んでもらいたい。

4 企業誘致について

平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界的な景気後退により、企業の撤退や工場の統廃合、人員削減などが行われた。県内でも多くの労働者が解雇され、杵築・日出・国東地域などでは住民が減少するなど、地域経済にも大きな影響を受けている。

そのうえ、昨今では急激な円高の進行により、製造拠点の海外への移転等も懸念されており、県においては、進出企業が県内に留まれるよう支援を行うとともに、企業が撤退した地域への支援として、新たな企業誘致等に早急に努めてもらいたい。

また、県内には、自動車関連産業の集積が進んでいるが、今後、電気自動車等の次世代自動車が普及した場合、これまでの部品は多くが使えなくなるとも言われており、現在の参入企業の技術が使えなくなる恐れがある。そのような事態にならないよう、これまでの技術を移行していけるような取組について、今後研究が必要と思われる。

さらに、国内各地においては次世代自動車の普及に向け、電気自動車等の自治体公用車への導入やカーシェアリングの実証実験、充電設備の設置などの取組が行われ始めており、本県においても、このような取組の検討が必要と考える。

一方、県では、これまでの血液浄化や血管医療に関する医療機器メーカー集積の特徴を生かした医療機器産業の拠点づくりを進めており、東九州地域の活性化と国際的な医療拠点への発展により、景気の変動に左右されにくい産業の集積を図っていくとしているが、産業の集積に、より一層の

厚みを持たせるためにも、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」など、これからの時代を見据えた新エネルギー・環境関連産業の誘致も併せて進めてもらいたい。

また、このような企業誘致に加え、例えば大分銀行ドーム内の施設をオフィスやインキュベータ施設として活用し、そこに健康・医療やスポーツ産業などを集積してビジネスモデルを検討していくなど、**新たな地域資源**を掘り起こし、**地域活性化**につなげるような視点も必要と思われる。

【おわりに】

地域の活性化には、本委員会が視察した長野県小布施町の取組にもあるように、まず、住民が地域に愛着や誇りを持てることが重要であり、自分たちの住む地域は自分たちが良くしようという意識を持ち、自主的に熱意ある取組を行うことが必要である。

また、地域づくりにおいては、地域の将来のあるべき姿について、住民と行政が現実を見据えたうえで真剣に考え、計画を立てていくべき時期に来ていると思われる。

世界的な金融危機以来、景気は低迷しており、緩やかな持ち直しが続いているものの、そのペースは鈍化し、物価もデフレの状況にあるなど、景気の先行きは不透明な状況となっている。1次、2次、3次産業の枠組みを超え、産業全般及び産学官が連携し、地域産業の活性化や新産業の創出を図り、大分の子どもたちが夢と誇りを持って地域に残るような施策を進めることが必要である。

この調査報告書が、魅力ある地域と活力ある産業の実現に寄与できれば幸いである。

以上をもって、地域・産業活性化特別委員会の報告とする。

平成23年 3月 4日

地域・産業活性化特別委員会

委員長	牧野浩朗
副委員長	元吉俊博
委員	麻生栄作
委員	大友一夫
委員	近藤和義
委員	志村学
委員	玉田輝義
委員	吉富幸吉
委員	内田淳一
委員	竹中万寿夫
委員	衛藤明和

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催状況

開催月日		調査項目
第1回	平成21年 7月 1日	調査方針，調査計画等について
第2回	平成21年 9月11日	付託事件の調査 中小企業の体質強化について (1)資金調達の支援について (2)経営革新、起業への支援について (3)産学官連携について(技術連携、共同研究)
第3回	平成21年10月 8日	付託事件の調査 林業、水産業の活性化について (1)林業振興策について (2)水産振興策について (3)後継者対策について
第4回	平成21年12月 9日	付託事件の調査 企業誘致について (1)企業立地促進法に基づく大分県基本計画の概要と進捗状況について (2)企業誘致効果の地元企業への波及に向けた推進策について
第6回	平成22年 3月16日	付託事件の調査 商工業の振興について (1)商店街の活性化について (2)商工会、商工会議所の地域振興の取組について
第7回	平成22年 6月18日	付託事件の調査 地域の振興について (1)過疎地域自立促進特別措置法の改正の概要について (2)自立促進方針について
第8回	平成22年10月18日	報告書についての審議
第9回	平成22年12月14日	報告書についての審議

2 県内・県外事務調査の状況

調査月日	調査先	調査項目
平成22年 1月20日 ～ 平成22年 1月22日	長野県	県外調査 (1)第6次産業について (2)産学官連携について (3)持続的企業経営の取組について